

# JIS

## オフィス家具ー机・テーブル

JIS S 1031 : 2016

(JOIFA/JSA)

平成 28 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	會川 義 寛	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	浅見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	坂倉 忠 夫	公益社団法人消費者関連専門家会議
	鷺坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺山 博 子	イオン株式会社
	都築 和 代	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	中里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	夏目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	平井 郁 子	大妻女子大学
	平野 祐 子	主婦連合会
	町田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 35.1.1 改正：平成 28.4.20

官 報 公 示：平成 28.4.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本オフィス家具協会

(〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-12-11 リガーレ日本橋人形町 TEL 03-3668-5588)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	2
4.1 用途による分類	2
4.2 構造による分類	2
5 寸法	3
6 品質	3
6.1 外観	3
6.2 性能	3
7 構造	5
8 試験	5
8.1 一般試験条件	5
8.2 机・テーブルの試験	5
8.3 わき機の試験	6
8.4 収納ユニットの試験（共通）	7
8.5 表面処理試験（共通）	8
9 検査方法	9
10 表示	9
11 取扱い上及び維持管理上の注意事項	10
附属書 A（規定）安定性、強度及び耐久性の試験のための力、サイクルなど	11
附属書 B（参考）机・テーブルの寸法	13
解 説	16

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS S 1031:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 29 年 4 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS S 1031:2004** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# オフィス家具—机・テーブル

## Office furniture—Desks and tables

### 序文

この規格は、1960年に制定され、その後9回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2004年に行われたが、その後の使用状況の多様性及び品質の向上に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

### 1 適用範囲

この規格は、オフィス家具—机・テーブル（以下、机・テーブルという。）について規定する。

ここでいう机・テーブルとは、主にオフィスでの使用を目的とし、天板、袖、脚、引出しなどの主要部材の組合せによって構成され、用途に応じて執務、会議、応接などに用いられ、折り畳み構造、高さ調節構造及び組立て構造のものを含む。ただし、連結しないと自立できない構造の机・テーブル、机と組み合わせて使用する補助テーブル、単柱テーブル及びパネルシステムで構成する机・テーブルは除く。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS A 1531** 家具—常温液体に対する表面抵抗の試験方法

**JIS A 5549** 造作用接着剤

**JIS A 5905** 繊維板

**JIS A 5908** パーティクルボード

**JIS H 8610** 電気亜鉛めっき

**JIS H 8617** ニッケルめっき及びニッケル—クロムめっき

**JIS K 5600-5-6** 塗料—一般試験方法—第5部：塗膜の機械的性質—第6節：付着性（クロスカット法）

**JIS K 5961** 家庭用屋内木床塗料

**JIS K 5962** 家庭用木部金属部塗料

**JIS S 1200** 家具—収納ユニット—強度及び耐久性試験方法

**JIS S 1201** 家具—収納ユニット—安定性の試験方法

**JIS S 1207** オフィス用家具—テーブル・机—安定性、強度及び耐久性試験方法

**JIS Z 1522** セロハン粘着テープ

**JIS Z 2101** 木材の試験方法

**JIS Z 8703** 試験場所の標準状態

日本農林規格（JAS） 製材